

保護者が妊娠中の方へのご案内

1 入所受付要件

4月1日入所希望の場合に限り、保護者が妊娠中でも、出生予定の入所希望児童が4月1日時点で0歳児の入所可能月齢を満たす場合は、入所申込ができます。

※ 申込には入所可能月齢を満たす旨の証明書(母子健康手帳等)が必要になります。

2 注意事項

- (1) 5月以降の随時入所での申込は、入所希望児童が出生した後に申し込むものとします。
- (2) 一斉入所で申込みをした児童について、出産日が遅れたことにより4月1日時点の0歳児の入所可能月齢を満たすことができなくなった場合は、一斉入所の結果は取消となり、改めて5月1日入所の随時受付で申し込む必要があります。
- (3) 育児休業明けの復職時の入所予約での申込(4月2日以降の入所)は、出生により育児休業期間及び復職日が確定し、雇用主等において証明できる場合のみ入所受付が可能です。